

# 認知症対応型通所介護重要事項説明書

## 1. 当センターの提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3877-0100 (午前9時～午後6時)

担当 鯨井潤 鈴木香苗

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. 暖心苑デイサービスセンターの概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	暖心苑デイサービスセンター
所在地	東京都江戸川区北葛西四丁目3番16号
介護保険指定番号	認知症対応型通所介護 (東京都1372300655号)
サービスを提供する対象地域	江戸川区

### (2) 同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護支援専門員	1名		総括・苦情処理	1名
生活相談員	介護支援専門員 介護福祉士	2名		計画の作成等	2名
機能訓練指導員	看護師・マッサージ師		2名	健康チェック・機能訓練	2名
事務職員		1名			1名
介護職員	介護福祉士	3名		各種介助等	3名
	ヘルパー1～2級終了者	0名	0名	〃	0名

### (3) 同センターの設備の概要

定員	12名	静養室(ベット)	2床
食堂及び機能訓練室	1室 148.8㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽 があります。		
		送迎車	2台

### (4) 営業時間

月～土	午前9時～午後6時
定休日	日曜日・12月30日～1月3日
サービス提供時間	午前9時50分～午後5時

\* 緊急連絡電話 03-3877-0100

### 3. サービス内容

#### ①送迎

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供します。送迎車両には認知症対応型通所介護従事者が添乗し、必要な介護を行います。

#### ②食事

栄養等を考慮した食事を提供し、配膳下膳の介助・食事摂取の介助等を行います。

#### ③入浴

家庭において入浴することが困難な利用者に対し、衣類着脱の介護、身体の清拭・整髪・洗身、その他必要な入浴サービスを行います。

#### ④機能訓練

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行います。

#### ⑤身体介護

日常生活動作能力の程度により、排泄の介助、移動・移乗の介助等の必要な支援およびサービスを提供します。

#### ⑥生きがい活動

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、レクリエーション・体操・行事等を通じて仲間づくり、心身機能の維持・向上・自信の回復や情緒安定を図ります。

#### ⑦生活相談

利用者およびその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行います。

### 4. 料金【重要事項説明書別紙】

### 5. サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当デイサービスセンターの職員がお伺いいたします。認知症対応型通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

\*居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

#### (2) サービスの終了

##### ①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までに文書でお申し出ください。

##### ②当デイサービスセンターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

#### (3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

- ・お客様がお亡くなりになった場合

(4) その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社会福祉法人が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が利用料金をすみやかに支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月にわたってサービスが利用できない状態であることが明かになった場合、またはお客様やご家族などが当センターや当センターの従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

6. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方法

- ①当センターの従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。
- ②事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、江戸川区その他関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの向上に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
時間延長の可否	○	
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
第三者評価の実施		

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 - - - - - 変更する場合は、利用日の前日までに電話連絡いたします。
- ・体調確認 - - - - - 毎日 午前中に健康チェックを行います。
- ・体調不良等による  
サービスの中止・変更 - - - 状況によっては中止することがあります。  
また、利用者の体調が事前にわかったときは、ご家族が当センターに電話連絡をおねがいたします。
- ・食事のキャンセル - - - - - 前日までに連絡してください。
- ・時間変更 - - - - - 利用者のご都合により、時間を変更する場合は前日もしくは当日の朝までに連絡をおねがいたします。

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

## 8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 - - - 認知症対応型通所介護を実施中に天災その他災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講じるほか、管理者に連絡の上その指示に従っていただきます。
- ・ 防災設備 - - - - 火災報知機、自動スプリンクラー、消火器、防火シャッター等
- ・ 防災訓練 - - - - 消防計画を作成し、避難訓練等を定期的に年4回実施いたします。
- ・ 防火責任者 - - - - 管理者

## 9. サービス内容に関する苦情

### ① 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

### ② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受けた苦情を苦情解決責任者及び第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。

また、第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対し報告を受けた旨を通知します。

### ③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の立ち合いによる話し合いを、次により行うことができます。

ア、第三者委員による苦情解決の内容

イ、第三者委員による解決案の調整、助言

ウ、話し合いの結果や改善事項等の確認

④ 当センター利用者相談・苦情担当窓口

・暖心苑在宅サービスセンター 担当者 中川 次郎 電話 3877-0100

⑤ その他

当センター以外に、区市町村・国保連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・区市町村名 江戸川区担当 介護保険課事業者調整係 電話 5662-0032

相談時間：月曜～金曜 8：30～17：15

・国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話 6238-0177

相談時間：月曜～金曜 9：00～17：00

・東京都社会福祉協議会 運営適正化委員会 電話 5283-7020

相談時間：月曜～金曜 9：00～17：00

10. 当法人の概要

名称・法人種別

社会福祉法人 東京清音会

代表者役職・氏名

理事長 青山 尚之

本部所在地・電話番号

東京都江戸川区北葛西四丁目3番16号 3877-0100

定款の目的に定めた事業

- 1.介護老人福祉施設 暖心苑の経営
- 2.短期入所生活介護事業 暖心苑の経営
- 3.通所介護事業 暖心苑デイサービスセンターの経営
- 4.地域包括支援センター暖心苑さわやか相談室の経営
- 5.暖心苑さわやか相談室居宅介護支援事業所の経営
- 6.介護予防支援事業所の経営

施設・拠点等

通所介護	1ヶ所
認知症対応型通所介護	1ヶ所
特別養護老人ホーム	1ヶ所
短期入所生活介護	1ヶ所
地域包括支援センター	1ヶ所
居宅介護支援事業所	1ヶ所